

令和8年度現役学生による「心惹かれる企業」情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度現役学生による「心惹かれる企業」情報発信業務委託

2 業務の目的・趣旨

大学生が県内企業で職場体験（以下「職場体験」という。）に参加し、その企業の業務内容や職場環境等を体感するとともに、企業の魅力を深く理解した上で、社員への取材等を実施する。これにより、既存の企業紹介では伝わりにくいリアルな企業の雰囲気や働く人の声を学生目線で記事や動画にまとめ情報発信することにより、より多くの学生に鹿児島で働き暮らすことに魅力を伝え、県内就職・定着の促進を図る。

3 履行期限

令和9年3月19日(金)

4 業務委託内容

(1) 「かごしま企業魅力発掘サポーター（以下「学生サポーター」）」による県内企業の職場体験参加支援及び取材の補助・事務局の運営

① 運営事務局の設置

受託者は、契約締結後速やかに運営事務局を設置し、募集から決定後における参加学生及び企業との連絡調整や問合せ対応を一元的に行うこと。

なお、問合せに対しては運営事務局が窓口となり、県の判断を要する場合は、県と協議の上、当該事務局において回答すること。

② 学生サポーターの募集、決定

ア 対象者

県内の大学生

イ 募集人数

20～30名程度

ウ 募集時期

令和8年5～6月（予定）

エ 参加学生の募集

・ 募集人員を確保するため、大学等とも連携し、学生に対する周知・広報活動を実施すること。

・ なお、令和7年度は、募集に当たり、チラシ及びポスター、PR動画の作成を行った。

・ 学生が応募しやすい手法により応募受付を行うこと。応募フォームの項目については、県と協議の上、決定すること。

・ 応募学生の取りまとめ及び適切な連絡調整を行うこと。

オ 参加賞の設定

学生サポーター募集への応募に際して必要と認められる場合、事前に県と協議の上、景品表示法に定める景品類の最高額を超えない範囲において、参加賞としてノベルティ等景品類の配布等を実施することは差し支えない。

③ 受入企業の募集、決定

ア 対象者

県内に事業所を有する企業で、学生サポーター（3～4名程度）による2日間の職場見学や業務体験、若手社員へのインタビュー（座談会）等の実施及び企業内での動画・写真撮影に協力できる企業

イ 募集企業数

10社程度

ウ 募集時期

令和8年5～6月（予定）

エ 企業の募集

- ・ 専用フォームにより企業の募集受付を行うこと。応募フォームの項目については、県と協議の上決定すること。

オ 決定通知

受入企業については県において決定し、決定通知の文書を作成する。受託者は、当該文書をメール等により受入企業へ送付すること。

④ 任命式、取材前研修、報告会の実施

学生サポーターを対象とした任命式、取材前研修及び報告会を実施する。

実施に当たり必要となる会場やWeb会議システム環境については、原則として受託者が手配すること。

ア 任命式（令和8年7月予定）※原則、対面形式

学生サポーターへの任命書の交付を行うとともに、本事業の概要や年間スケジュール等の説明を行うこと。

イ 取材前研修（令和8年7～8月予定）※対面又はオンライン形式

学生サポーターが企業取材を行うために必要な知識や取材方法等を習得できる研修を実施すること。

ウ 報告会（令和9年1月～2月予定）※原則、対面形式

学生サポーターが作成した動画や記事を発表するとともに、取材等を通して把握した県内企業の魅力等を共有する場を設けること。

また、本事業の効果等を把握するためのアンケートを実施すること。

⑤ 学生サポーターによる職場体験及び企業取材の補助

ア 取材対象

③で選定した企業

なお、取材企業の地域バランスを考慮して選定することとし、取材先には県内離島を1社以上含めることとする。

イ 職場体験及び取材方法の基本的な流れについては、以下のとおりとする。

- ・ 学生サポーターは1班につき3～4名程度のグループに分かれ、班ごとに県内企業（1班あたり1～2社程度）において2日間の職場体験及び取材を行う。
- ・ 受託者は必ず同行し、活動が円滑に実施されるよう助言等を行うこと。
- ・ 撮影に必要な機材等については、受託者が用意すること。
- ・ 1社当たり合計10時間程度を目安として実施し、社員との交流や仕事体験等を通じて企業理解を深めた上で、社員への取材及び動画制作に必要な撮影を行うこと。
- ・ 学生サポーターが職場体験を通じて企業やそこで働く方への理解を深めた上で、取材を行えるよう、取材準備や撮影等を含めた効果的な実施内容及びスケジュールを提案し、実施すること。

ウ 取材内容

若手社員への取材に当たっては、企業の事業内容、仕事のやりがい、職場の雰囲気、入社のきっかけ、鹿児島で働く魅力など、鹿児島の企業で働き、暮らし続けることがイメージできる内容とし、学生目線で企業の魅力が伝わる記事及び動画の制作につながるものとする。

エ 旅費

学生サポーターの取材旅費については実費支給（宿泊が必要となる場合は宿泊費を含む）とし、受託者負担すること。また、学生サポーターの負担が生じないように配慮すること。

なお、受託者が用意する車両等を使用する際は、必要な保険に加入することとし、安全に十分配慮すること。

オ 取材実施時期

令和8年8～9月（学生の活動時間を確保できる夏休み期間）を予定

※ 天候不順等により、企業への訪問が難しいと判断される場合においては原則として受託者の判断により調整を行い、遅滞なく県に報告する。

カ 謝金等

企業への訪問に際して、学生サポーター、職場体験及び取材を受け入れる企業及びその他関係する団体・個人への謝金等の支給は行わないこととする。

(2) 成果物の作成・情報発信

① 企業取材レポート記事の編集・作成

ア 内容

- ・ 学生サポーターによる職場体験及び企業取材の内容を取りまとめ、各企業の取材レポート記事を作成する。
- ・ 記事の全体的な構成については統一性を保ちつつ、学生が主体となって作成すること。
- ・ 校正は随時企業と県に確認を行いながら実施すること。
- ・ A4判（縦）で印刷した際に、本文は概ね10.5ポイント以上とし、図表・注記を含め判読可能な体裁で作成すること。

イ 実施時期

令和8年12月完成を予定

② 企業取材レポート動画の編集・作成

ア 内容

- ・ 学生サポーター又は受託者が撮影した職場体験及び企業取材内容をまとめ、各企業につき3分程度の公開用本編動画（横型）と本編動画及び記事への誘導、企業認知・SNS拡散を意識した30秒程度のショート動画（縦型）の2種類を作成する。
- ・ 動画の全体的な構成については統一性を保ちつつ、学生の意見を取り入れながら作成すること。
- ・ 校正は随時企業と県に確認を行いながら実施すること。

イ 実施時期

令和8年12月完成を予定

ウ 動画の仕様

- ・ 本編動画
 - (ア) 画面構成比：16：9（横型）
 - (イ) 時間：3分程度
 - (ウ) 解像度：フルHD（1920×1080）以上
 - (エ) ファイル形式：MP4形式
 - (オ) BGM・テロップ等：動画が無音で再生される場合においても内容が理解できるよう、BGMやテロップ等を効果的に活用し、視聴者に伝わりやすい動画となるよう工夫すること。
- ・ ショート動画
 - (ア) 画面構成比：9：16（縦型）
 - (イ) 時間：30秒程度
 - (ウ) 解像度：フルHD（1080×1920）以上
 - (エ) ファイル形式：MP4形式
 - (オ) BGM・テロップ等：動画が無音で再生される場合においても内容が理解できるよう、BGMやテロップ等を効果的に活用し、視聴者に伝わりやすい動画となるよう工夫すること。

③ 企業取材レポート記事・レポート動画の情報発信

ア 上記(2)①②で作成した記事・動画を県が公開（県ホームページ等に掲載）する際、県内外の学生等に向けた効果的な発信となるよう鹿児島県に対して協力・助言を行う。

イ 上記(2)①②で作成した記事・動画の視聴を促すため、県内外の学生及び首都圏・大阪、福岡在住の、本県出身の若年層（20代）等を対象に、SNS等を活用したインターネット広告を実施すること。

なお、広告による本編動画へのリーチ数、閲覧回数などを分析・把握し、県へ報告すること。

ウ 公開時期

令和9年1月末を予定

5 成果物等

受託者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 成果物 | 企業取材レポート記事（電子データ） 企業取材レポート動画 活動終了後の学生サポーターに実施したアンケート結果 |
| 業務完了報告書 | 本業務の実施内容を記載した報告書 |
| その他 | LAWデータ、 本業務実施に当たって制作した成果物等 |

6 著作権等

本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者である県に帰属し、県はこれらが無償で自由に改編し、二次利用することができるものとする。

7 情報セキュリティ

(1) メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

- ・ 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は、有効化すること。
- ・ 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあつて、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること。
- ・ 送信前に、宛先、CCを使用していないこと、BCC欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること。
- ・ 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること。
- ・ 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること。

(2) 職員に関するセキュリティ対策

受託者は、本業務に従事する職員全員に対し、情報セキュリティ対策を含む、業務実施に必要な知識及び技能を習得させるため、事前研修及び定期的な研修を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、研修の内容及び記録を書面で提出すること。

なお、研修の内容には、以下を必ず含むこと。

- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
- ・ 情報流出防止対策

8 その他

(1) 上記のほか、事業の実施において必要な事項については、事前に県と十分協議すること。

- (2) 企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上実施すること。
- (3) 本委託事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行うものであるため、当該予算が成立しない場合など、状況により内容変更や事業の中止が生じる可能性があることについて了承の上応募すること。
また、内容変更が生じた場合は、応募書類の再提出や追加書類の提出を求める場合がある。